

福祉サービス第三者評価の結果

令和3年3月21日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	浜三沢保育所		種 別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名 (管理者)	理事長 林 光利 (所長 林 光利)		開 設 年 月 日	昭和47年4月1日 (幼保連携型認定こども園移行： 平成27年4月1日)	
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人静光会	定 員	72名	利用人数	80名
所在地	青森県三沢市大字三沢字堀口 6-12				
連絡先電話	0176-54-2880	F A X 電話	0176-54-3144		
ホームページアドレス	http://www.hamamisawa.or.jp/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴：			
	0回				

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>法人の経営理念 「誠実・信頼・感謝」 真心をもって仕事に取り組み、児童、保護者、地域社会と信頼関係を築き、感謝する気持ちを育む組織を目指します。</p> <p>保育理念 「みんなちがってみんないい」を合言葉に、集団生活を通して一人ひとりの子どもの「心身の自立」「生きる力を身につける」ため、私達保育者は慈愛をもって子どもたちに接していきます。又、保護者の方の子育ての不安感の緩和を図り、安心して子育て、子育てが出来る環境を整えます。</p> <p>保育目標（目指す子ども像） 「心身ともに豊かな子ども」 「思いやりのある子ども」 「お互いのちがいを知り認め合える子ども」 「意欲を持ち考えて行動できる子ども」</p>
----------------	--

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型）、地域交流事業（港まつり、町内会芸能発表会）、子育て支援事業（毎月の誕生会）	入所・進級式（4月）、親子バス遠足（5月）、人形劇（6月）、七夕・夕涼み会（7月）、運動会（9月）、5歳児：親子バス遠足、0～4歳児：歩き遠足（10月）、クリスマスお遊戯会（12月）、餅つき会（1月）、豆まき会（2月）、ひな祭りお祝い会、卒園式（3月）、
その他特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の栽培活動やクッキング保育を通じた「食育」活動を盛んに行っている他、地産地消にこだわった給食を進めています。 日本ならではの年中行事に加え、国際都市三沢市ならではのハロウィンごっこ遊びをはじめ、5歳児は茶道教室（月1回）や英語教室（月4回）等々、さまざまな文化の体験学習を進めています。

居室概要	居室以外の施設整備の概要		
乳児室・ほふく室・保育室（4）、遊戯室（プレイルーム）、園児用トイレ（2）	事務室、職員休憩室、調理室、調理員休憩室、保護者駐車場、職員駐車場、菜園（所長貸地）		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	
所長	1 常勤 0 非常勤	栄養士兼調理員	1 常勤 1 非常勤
副所長	1 常勤 0 非常勤	調理員	1 常勤 0 非常勤
主幹保育教諭	1 常勤 0 非常勤	嘱託医	0 常勤 2 非常勤
副主幹保育教諭	1 常勤 0 非常勤	学校薬剤師	0 常勤 1 非常勤
保育教諭	10 常勤 2 非常勤		0 常勤 0 非常勤

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

1. 働く人を支える人を支える職場風土が施設全体に醸成されています。

所長及び副所長の温かな人柄があふれた優しく穏やかな職場風土が施設全体に行き渡っています。職員の就業状況への要望や意向は主幹保育教諭が窓口となり、日常的かつ気軽にできるようになっています。年度末には所長や副所長との面談の他に、法人監事との個人面談も行うなど、重層的に意見や相談できるしくみもあります。また、余裕ある人員配置のため年次有給休暇が取得しやすいなど、職員は総じて働きやすい環境にあり、それらは「職員が辞めない」状況が長年続いていることからもうかがい知ることができます。保育は乳幼児の養護と教育の保障だけでなく、「働く人を支える」社会的役割がありますが、それはそのような働く人を支える人（保育者）を支える職場風土があってこそ成り立つものです。浜三沢保育所には、優しく穏やかな職場風土が施設全体に豊かに醸成されており、それは他の保育施設の模範となりえるものとして高く評価できます。

2. 子どもと地域との交流を広げる交流を積極的に進めています。

事業計画書に地域交流行事計画として年度に予定する交流行事等を明記し、その計画に基づき、警察署、消防署、JA等への訪問を実施したり、三沢市七夕まつり、港まつり、浜三沢地区芸能発表会などでよさこいソーラン踊りを披露したりするなど、積極的に地域との交流を図っています。また、月1回子育て支援の日を開催し、地域の親子の保育体験や相談を受け入れている他、保護者や子育て支援の利用者にはポスターの掲示や口頭で日常的に地域子育て支援センターや病児保育事業などを紹介しています。

3. 主体的に活動できる環境を用意し、生活と遊びが豊かに展開される保育が実践されています。

保育所の敷地に隣接する畑で、ジャガイモ、トマト、ナス、枝豆などの野菜の他、イチゴやメロンなどの果菜を栽培・収穫した野菜等を使った調理体験が頻回に行われるなど、子どもが主体的に活動できる環境を用意し、生活と遊びが豊かに展開される保育が実践されています。戸外遊びや散歩の他、土曜日の縦割り保育でも、異年齢児との関わりが持てるようにしており、年1回の親子遠足では、浅虫水族館や駒っころンド等に出かけるなど、公共施設等での社会体験が得られるような機会も積極的に設けています。

◎改善を求められる点

1. 一定の手順に基づいた「アセスメントから指導計画の策定・実践・評価・改善に至る支援」が望まれます。

組毎に会議を実施し、保育に関する支援方法や解決方法などについて話し合い、それらを持ち寄り、月2回の職員会議で協議し、更に深く検討するようにしています。ただし、指導計画の作成とそれに基づく実践の振り返りと評価は基本的に担当者個人に一任している面が強く、現状からは一定のルールや評価の視点に基づいて組織的に行われているとは評価できない現状にあります。今後は、更に具体的な保育業務標準を組織内に確立すると共に、アセスメントから指導計画の策定・実践・評価・改善という一連の手順に基づいて、子どもの育ちにより望ましい保育実践と保護者への育ての支援を提供していくことが必要と思われまます。

2. 各種マニュアルの作成や見直しへの組織的な関与と職員の共通理解・定着化を期待します。

各種マニュアルの整備や見直しについては、主幹や副主幹が主導的に行われていますが、保育の実践との乖離や個人間での理解にばらつきがみられるなど職員間に十分に浸透しているとはいえないこともうかがわれます。保育現場に必要なマニュアルは、保育、保健、安全、給食、子育て支援等、多岐にわたるものですので、できれば各専門委員会を設置するなどして、整備や見直しに組織的に関わっていることが望まれます。特に、標準的な保育業務については、各組の日課表にある「職員の動き・配慮事項」から読み取ることにはできるものの、独立したマニュアルとして整備がなされていないので、子どもの尊重やプライバシー保護・権利擁護の姿勢も含めた保育全般の業務について、上記のような組織的な関与を土台に、全職員で協議・確認しながら、早急に作成されることに期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

長年、保育所として運営してきましたが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行と同時に、幼保連携型認定こども園としてスタート（移行）しました。児童福祉法及び子ども・子育て支援法並びに認定こども園法の基本理念と関係法令等に基づいて、一人ひとりの子どもの人格を尊重し、教育・保育を行ってきました。この6年間で、社会福祉法人改革、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂、幼児教育と保育の無償化等、幼保連携型認定こども園の運営を取り巻く環境は様々な変化してきました。今回、福祉サービス第三者評価を受審することで、当施設の現状が、先に挙げた様々な変化に伴い求められている課題等に満たしているのかを知る機会になりました。これを機に課題に取り組み、子ども達にとってより良い保育の場につなげていきたいと思ひます。

評価機関	名 称	あおもり保育みらいサポート
	所 在 地	五所川原市みどり町2丁目45-1
	事業所との契約日	令和2年10月9日
	評価実施期間	令和2年12月25日 / 26日
	事業所への調査結果の報告	令和3年2月10日 令和3年3月15日（確定）

第三評価結果

- a** : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b : aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取り組みの余地がある状態
c : b以上の取り組みとなることを期待する状態

—— 『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について（厚労省通知：平成26年4月1日）より

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>「誠実」「信頼」「感謝」からなる法人の経営理念は事業計画等に記載され、保育室にも掲示することで職員に周知されています。また、『「みんなちがってみんないい」を合言葉に、集団生活を通して一人ひとりの子どもの「心身の自立」「生きる力を身につける」ため…』の保育理念は、事業計画や重要事項説明書に明示して周知を図っています。更に、4つの児童像からなる保育目標は、ホームページや市が発行する『子育て応援！すくすくBOOK』に掲載されると共に、保育所のしおり等への記載や入所説明会等で説明し保護者への周知を図っています。加えて、職員には全国保育士会倫理綱領に準拠した「職員の行動指針」を事業計画書に明示し、職員の信頼関係を土台に、日々の業務に反映されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>青森県保育連合会や三沢保育事業研究会（三保研）に加盟し、所長は三保研の会長という立場から市の福祉、保育、教育関係の委員等として諸会議に出席する機会が多いことから、保育事業経営を取り巻く環境の把握や福祉情報の収集の機会に恵まれています。今後は保育所を取り巻く地域の特性を踏まえた福祉ニーズや子ども・子育てに関するデータ分析を進め事業計画へ反映させると共に、職員会議で説明し、職員と共有していくことに期待します。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p>保育制度改革や少子高齢化、キャリアアップと処遇改善のしくみ、遊具や設備・機器の更新等、保育所が直面している経営上の課題について、所長が保育現場の他に諸会議や研修会等で把握・確認したものを、適宜理事会及び職員会議で説明しています。できれば、これらの経営課題については、具体的な資料を活用しながら審議や説明を重ねることで、法人役員及び職員の共通理解が今以上に図られることを期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>令和2年度から同4年度までの3年間を見通した「中期経営計画」を策定し、「保育サービスの質の向上」「安全な保育環境の確保」「保育人材の確保・育成」等、6点の重点項目を掲げ、令和2年度はそれらの準備段階として位置付け、同3～4年度で目標到達を目指す内容となっています。今後はこの計画を基礎に、例えば「安全な保育環境の確保」中の「照明設備の充実～LED化の推進」は、どれくらいの総事業費を要するものであり、その財源をどのように確保していくのかといった「収支計画」を作成することが望まれます。また、3年間ではやや実現が困難な課題等も含まれているようですので、中期計画と称している点を踏まえても5年程度の計画として再検討してみたいかがでしょうか。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>「経営理念・保育理念」「保育サービス」「教育・保育活動」「職員体制」「職員の行動指針」「日課・職員の動き・配慮事項」「職員の研修方針」「給食・食育」「保健衛生・健康診断」「災害訓練・安全対策」「情報公開」「利用者の意向把握」「実習生等の受け入れ」等々、保育現場を重視しての幅広い観点と項目からなる単年度の事業計画が作成されています。ただし、6項目を明示した「中期経営計画」を踏まえて、各年度において何をどのように進める、または準備していくのか、その具体的な内容が示されていないので、今後は、中期経営計画と事業計画の関連性や整合性を確保していくことに期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>単年度の事業計画を策定するにあたっては、例えば、バス遠足や運動会などの主要な行事については担当者による行事記録の振り返りをもとに、また、保健、安全、給食等々に関しても、毎年担当者を決め、その担当者が中心となりPDCAにのっとり反映させるようにしています。事業計画は、専門職としての保育者による子どもの健やかな育ちを組織的に保障していくための羅針盤となりえるものですので、今後は必要に応じて、組織内に、保育、子育て支援、保健、安全、給食等の各委員会や専門チームを設置するなどして、年度の事業全般のあり方について重層的に協議すると共に、その教義のプロセスを確実に会議録に残すことで、更に職員の理解や責任感が高まることを期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>保護者には毎春に年間行事予定表を配布し、1年間の主な行事を俯瞰的に把握・理解していただけるようにしていますが、保育所の事業全体についての周知と理解を目的とする事業計画書の配布や掲示等がなされていません。職員体制や保育内容、保健衛生や安全対策などは、そのまま子どもの育ちに大きく影響を及ぼすものですので、今後は、できるだけ保護者等が理解しやすいよう事業計画書のダイジェスト版（概要版）を作成して配布したり、それらを説明するための機会や方法を工夫したりすることが望まれます。なお、ホームページで公開することも、地域社会から保育所への理解を得る意味で有効と思われます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>保育所として期待する職員像の1つに「PDCAができる人材」を掲げているだけに、保育の質の向上には組織的かつ意欲的に取り組まれています。年1回の自己評価を実施し、第三者の中立の立場から法人の監事が職員と面談を行い、必要に応じて監事から所長・副所長へ意見が具申されています。また、ホームページには監事の意見書が公開されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>年1回の自己評価は一人ひとりについて詳細な観点からなされ、職員個人の意見や意識が記録から読み取ることができます。ただし、個人的な評価の域に留まっており、また、面談をした監事からの所長等への意見具申は量的にも多いものではなく、ホームページで公開している自己評価結果も具体的な内容となっていないようです。今後は、それらの点を見直すと共に、集約した自己評価の結果を保育所全体の課題として職員間で十分に協議し合うことで、職員が主体的かつ組織的に課題の解決に向かうことを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	b
<p>職務分担表及び事故や災害、不審者等への対応等の手順にある役割分担表等に所長や副所長の役割と責任を明記しています。今後は、事業計画書や保育所のしおり等に、所長としての所信や保育観を表明していく他、保育所だよりも定期的に（少なくとも年1回以上）所長の保育や子どもに寄せる思いなどを記載していくことで、職員をはじめ保護者や地域関係者等から、更に共感や理解を得られ、支持されていくことを期待します。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>所長は三沢保育事業研究会長や青森県保育連合会理事として市内外の保育・教育、福祉関連のさまざまな会議や研修に出席し、関係法令や保育制度を把握できています。今後は、職員もそれらの関係法令等を更に理解できるよう、会議や研修の資料を配布したり、得た情報を整理し直したりすることが求められます。また、保育や子育て支援に限らず、生活や環境、消費者保護や労働、ジェンダーや男女共同参画、保健や母性保護等に関する法制度の情報が入りやすい環境づくり（インターネット環境や関係六法・専門書の整備等）も求められます。更に、取引業者や行政関係者等の利害関係者との公正で適正な関係を保持するため及び守秘義務やプライバシー保護、SNSや個人情報の適正な取り扱い、不適切な養育の禁止等を確保するためにも、倫理規程や誓約書等の導入を検討されてはいかがでしょうか。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>所長は日々の保育の観察をはじめ、職員会議やミーティングへの出席などにより保育実践の現状の把握に努めている他、外部研修会への職員の派遣を積極的に行うなど、保育の質の向上に意欲的に取り組んでいます。また、保育の質の向上を念頭に職員の意見を定期的に聞き入れ、年1回の自己評価後には、必要に応じて所長もしくは副所長との面談を実施している他、法人の監事が全職員を対象に第三者の中立的な立場から個人面接を実施しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>人事、労務、財務の管理は所長と副所長が行っています。所長は、働き方改革や職場環境の整備について意欲を持っています。今後は人事、労務、財務の現状や課題を職員へ積極的に説明していくことで職員との共通理解を図ると共に、職員が主体的に業務の効率化に取り組むことができるよう、組織内に業務改善委員会のような専門の担当部署や仕組みを設置することも望まれます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>保育職員は全員、保育士資格及び幼稚園免許の保持者とし、資格・免許を有さない保育職員は雇用しない方針としています。また、調理職員も3名確保し、その内2名は栄養士免許の保持者である（内、1名は非常勤）など、専門性を重視した人材配置としています。更に、積極的に保育実習生を受け入れるなど、必要な人材確保に努めています。今後は、年々複雑化する保育ニーズへの柔軟な対応や職員の働き方改革の促進が可能となるよう、子育て支援員（保育補助員）の活用や、5～6年後の職員の年齢構成や在籍児数の予測を踏まえた人員配置を見通した保育人材の確保に関する計画の策定等も検討されてはいかがでしょうか。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>「誠実」「信頼」「感謝」からなる「経営理念」の具現化のため「率先垂範」「自慢しない人間」「PDCAできる人」等の目指すべき職員像が職員に示されています。なお、令和2年4月1日施行の人事考課規程に基づき、毎年3月に人事考課を実施する体制が構築されていますが、現段階では職員に十分理解されていない状況にあります。また、目指すべき職員像は、職員が保育実践を通して振り返りができ、職員が自らの将来の姿を思い描けるよう、より具体的な保育や勤務の姿勢として明記されることが望まれます。更には、保育・業務の担当（組の担任）は、職員面接等を通じて職員の意向の把握を踏まえる等、総合的な人事管理が構築・実施されることにも期待します。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a

<p>所長及び副所長の温かな人柄があふれた優しく穏やかな職場風土が保育所全体に行き渡っています。職員の就業状況への意向や要望は、主幹保育教諭が窓口となり、日常的かつ気軽にできるようになっています。また、年度末には所長や副所長との面談に加え、法人監事との個人面談を行うなど、重層的に意見や相談できるしくみもあります。更に、定期的な健康診断の実施、インフルエンザ予防接種などの福利厚生を実施している他、比較的余裕ある人員配置であることから年次有給休暇が取得しやすいなど、職員は総じて働きやすい環境にあり、それらは「職員が辞めない」状況が長年続いていることからもうかがい知ることができます。今後は、更に職員がやりがいを持って生き生きとして働くことができるよう、年度中盤以降の子育て支援員（保育補助員）の採用、リフレッシュ休暇や誕生日休暇等の特別休暇制度の導入、保育書の購入や上位資格・専門資格の取得支援等を検討されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>「率先垂範」「自慢しない人間」等の目指すべき職員像の他、全国保育士会倫理綱領を準拠した職員の行動指針を職員に明示していると共に、起用する保育職員は全員保育士資格及び幼稚園教諭免許保持者とする方針を打ち出しつつ、堅実に実現させています。また、年間の個人目標や前年の自己評価を踏まえた自己評価を実施し、年度末には所長や副所長との面接の他、法人監事との面接を実施するなど、一人一人の育成の状況が管理者と共有できるように工夫しています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>事業計画に外部研修への参加予定を表記しています。また、「教育・保育に従事する職員の研修計画」を策定し、保育所としての研修の目的性を明示している他、職種によってどのような研修を必要としているのか、実施方法、施設内の研修で活用する資料等を明記しています。保育職員は全員保育士資格と幼稚園教諭免許保持者、調理職員もできるだけ栄養士免許保持者とする方針を基礎に、目指す職員像や保育目標を達成するための施設内での教育・研修がなされています。研修報告や個人面談を通じて、職員の研修参加の効果や課題を副所長や主幹保育教諭が協議・把握し、次年度以降の研修参加の有効な根拠としています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>外部研修については職員の参加希望を募り、また、経験や研修履歴を考慮しながら、できるだけ職員が最低でも年1回は派遣できるよう積極的な取り組みが見られます。今後は、職員一人ひとりの研修履歴、資格・免許、業務経験等を整理・記録化しつつ、施設内外の研修参加を支援していくことで、職員の専門性の向上意欲を高めていくことを期待します。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>「実習生受入れマニュアル」を作成し、受入れの意義や実習生の受入れのための基本姿勢等を明示し、それらに基づき、ほぼ毎年のように県内の短期大学等から保育実習を受け入れています。実習指導担当者は主幹保育教諭とし、不定期ながらも実習生を派遣する短大が主催する連絡会議への出席や、必要に応じての情報交換で、実習受入れの課題やプログラムの効果等について話し合いがあり、更に効果的な実習生の受入れに努めています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>保育所のホームページや三沢市役所が発行する『子育て応援！すくすくBOOK』で、保育所の概要や教育・保育目標を公表しています。また、ホームページでは、利用にあたっての時間、行事、日課、保育光景の写真の他、自己評価結果に対する監事の総括意見、定款、役員名簿等、詳細かつ丁寧に情報公開されており、財務諸表については福祉医療機構（WAM-NET）のホームページで公開している旨の記載があり、利用者や関心を寄せている方々への優れた配慮がなされています。今後は、ホームページ上に、自己評価結果や第三者評価受審結果の具体的な内容・課題、保護者等からの意見・苦情等への対応事例、運営管理規程、利用契約書・重要事項説明書なども積極的に紹介することが望まれます。また、自己評価・第三者評価結果の他、保護者等からの意見・苦情等を事業報告書にも掲載することや、保護者や地域に向けて定期的に広報紙を発行なども検討されてはいかがでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>経理事務は、所長・副所長・主幹保育教諭が経理規程等に基づいて公正・適正に処理しています。また、法人監事監査や会計処理（月次・決算処理）を委託している民間会社から定期的に指導及び助言を仰いでいます。今後は、職務分担表に、所長・副所長・主幹保育教諭等の職務内容及び権限について、より具体的かつ詳細に明記していくと共に、事務や経理・取引に関する権限やルールについて事務処理規程等として整備しつつ、職員にも日頃から周知していくことで、事務・経理・取引に関する一層の透明性が確保されることが望まれます。また、法人監事監査の年複数回の実施や、2～3年に1回程度の外部監査の実施も検討されてはいかがでしょうか。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>事業計画書に地域交流行事計画として年度に予定する交流行事等を明記し、その計画に基づき、警察署、消防署、JA等への訪問見学会を実施したり、三沢市七夕まつり、港まつり、浜三沢地区芸能発表会などでよさこいソーラン踊りを披露したりするなど、積極的に地域との交流を図っています。また、保育所に隣接する広い菜園での野菜栽培活動は、各年の担当者が詳細な計画を立て実施記録を残す形で展開されていますが、この活動は地域にしっかりとけ込み、近隣の農家や高齢者の方々の日常的な支援と協力が得られている等、ごく自然な形で子どもたちとの交流ができています。コロナ禍の影響で令和2年度は活発に行うことができていませんが、基本的に月に1回、子育て支援の日を開催し、地域の親子の保育体験や相談を受け入れる体制にあります。更に、保護者や子育て支援の利用者には、ポスターの掲示や口頭で日常的に地域子育て支援センターや病児保育事業などを紹介しています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p>ボランティア受入れマニュアルを整備し、受入れの意義、受入れの流れ・手続き、打合せの記録等を明記し、それらの手続きを踏まえたボランティア活動や体験学習の受入れがなされています。日常的なボランティア活動は多くはないようですが、毎年正月にはJA農政部や商工会議所青年部が餅つきに訪れたり、不定期ながらもコーラスグループが歌を披露しに来園したりすることがあり、マニュアルに基づいて安全かつ衛生に十分配慮して受入れがなされています。また、市内の小学校の学童や市内外の中学校の生徒の体験学習も積極的に受入れられています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>所長は三沢保育事業研究会の会長を務めている立場上、三沢市要保護児童対策協議会をはじめ市内外のさまざまな子育てや福祉等の会議に参画しています。また、市の委託で放課後児童健全育成事業（児童館）を実施しているため、地域の民生委員・児童委員、小学校、教育委員会、福祉事務所、町内会、学校医等と運営連絡会議を組織し、定例会議では保育所の子どもの育ちの様子についても話題となることが多くあります。今後は、法人と保育所が有しているこのような関係機関との優れた連携を、文書化・資料化しながら説明することで、また、掲示や配布をすることで、職員の理解が深まるだけでなく、地域・保護者に対して、子育て情報の「見える化」が進むことが期待されます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>月1回、子育て支援の日を設け、地域の親子の保育体験や子育て相談に応じていますが、コロナ禍ということもあり希望者は停滞気味にあります。今後は保護者や地域へ向けて浜三沢保育所が有する専門性（保育・栄養・薬学等）をミニ講演会や手づくり新聞のような形で還元していくことや、市と協議の上、保育所等機能強化推進加算を活用して地域住民をも対象とした非常用の備蓄食品や防災用品等を充実してみてもいかがでしょうか。なお、その際には、事業計画書に「地域貢献」または「社会貢献」の項目を設け、基本方針と工程・目標数量などを明記して計画的に取り組むことが期待されます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>自主事業として地域の親子を対象にした子育て支援や幼稚園型の一時預かり事業を実施しています。法人役員に地域の民生・児童委員（元職）の他、高齢者福祉事業を展開する社会福祉法人の理事長がいることから、理事会等を通じて地域の福祉や生活問題を把握することが可能となっています。また、所長は三沢保育事業研究会の会長として市の諸委員会の委員等を務めることで、市のさまざまな福祉ニーズを把握できる立場にあります。今後は、こうした立場や環境を踏まえ、地域の生活課題の解消や解決のための具体的な取組を模索してみる他、青森県社会福祉協議会が主管する「青森しあわせネットワーク」や、三沢市社会福祉協議会が主管する「おすそわけ便」などへの積極的な参画等も期待されます。なお、その際には、Ⅱ-4-(3)-①の評に記載したような計画的な取組が望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>法人理念の1つに「慈愛」を掲げているように、また、保育理念の冒頭に「みんなちがってみんないい」とあるように、一人ひとりの発達や個性を尊重した保育が展開され、三沢市ならではの外国籍の子どもとの関わりやジェンダーにも適切に配慮されています。また、子どもの権利条約の他、職員の行動指針として準拠している全国保育士会倫理綱領を使用している子どもの人権や保育者の倫理に関する施設内研修の実施や、保育標準への人権尊重やプライバシー保護の視点を盛り込むなど、前向きに取り組む姿勢がうかがえます。更に、定期的な職員会議では、子どもの育ちについての組ごとでの話し合いを持ち寄り、職員間の共通理解を深めながら、集団の中で個を尊重する保育が更に充実したものとなるよう努めています。これらの取り組みが保育所内で次第に効果を出してきていることが、保育者の子ども主体の言葉がけ（禁止や制限を多用しない、せかさないなど）や、支援（一人ひとりの発達に応じた見守り）のあり方への自省（振り返りと反省等）などから、垣間見ることができます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
<p>3歳未満児では排泄や着替えの介助の場で、3歳以上児は男女別やおもらしの際の着替えや痣（あざ）がある場合などに「見られたくない」「知られたくない」を保護するよう、保護者からの申し出の有無にかかわらず、保育者が率先して配慮しています。また、事業計画書に併せて掲載されている組別の日課表には、子どもの活動に沿うように職員の配慮事項が明記され、その中に、子どものプライバシー保護等の配慮も具体的に記載されています。今後は、これらの配慮事項を、子どものプライバシー保護についての独立したマニュアルとして整備し、それらを施設内研修等で定期的に見直したり追加したりするなどして、更なる共通理解と実践の向上に期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>市役所が発行している『子育て応援！すくすくBOOK』や独自のホームページで、保育所の保育の内容や特長、利用時間等について詳細に情報提供がなされており、いずれも明るく親しみやすくわかりやすい内容となっています。見学希望者には随時、副所長や主幹保育教諭が対応し、保育所の理念や方針、保育の概要については所長自らが説明を行うようにしています。また、見学者には、浜三沢保育所1カ所だけを見学して入所を決定するのではなく、必ず3カ所を見学し、その中から預け先を選ぶことを勧めているように、利用者の選択の自由な意思を最大限に尊重する姿勢がうかがえます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a

<p>保育の開始にあたっては、副所長や主幹保育教諭が保育所のしおりの他、重要事項説明書を用いて保育内容や各種利用料等についての説明を行い、保護者に同意と承諾を得て、利用契約書を取り交わすしくみとしています。保育の変更等に関しても、保育時間の確認や利用料について等、説明を丁寧に行いながら利用契約書を取り交わしています。なお、重要事項説明書は、保育所の目的及び運営の方針、提供する教育・保育活動の内容、日課、学期制、開所・閉所日、保育時間、利用定員、利用料、緊急時等における対応方法及び非常災害対策、虐待の防止、保険に関する事項等について詳細にまとめられ、説明した職員（所長）と説明を受けた保護者双方で署名・捺印し、説明と同意を確認する手順としています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>退所や転所にあたっては文書によらず口頭で、必要に応じては転所先や関係機関に連絡する等、保育や育ての継続性に配慮していくことについて説明が行われています。今後は、退所や転所にあたり、保育の利用が終了した保護者に対して、終了後であっても育児や生活の相談や子育て支援の利用が可能なことや、それらの方法・担当者について、また、幼保連携型認定こども園や幼稚園への転園の際は「指導要録」を送付したり、市役所や児童相談所等の公的機関の求めに応じては保護者の同意を得ることなしに子どもや家庭に関する情報を提供したりすることがあること、それ以外の場合は個別具体的に保護者の同意なしに情報提供することがないことなどをわかりやすく記載した文書（例：「退所のしおり」）を作成・交付されることが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもたちには、保育者が好きな遊びや散歩コースを尋ねたり、栄養士が好きなバイキングメニューを尋ねたりと、日々の保育の中で子どもの満足や要望を把握するように努めています。保護者には年1回の定期面談や所長や副所長が出席しての父母会の会合を通じて保護者の満足度や意向を把握している他、市が毎年実施している保育所等の利用者へのアンケート（「〇〇年度三沢市の保育事業に関する保護者アンケート」）に寄せられた浜三沢保育所に対する意見も保育の見直しに活かすようにも努めています。なお、保護者の満足度を把握することは利用者本位に立った保育の充実や改善には不可欠ですので、市の調査とは別に、例えば満足度向上委員会のような担当部署・者を設置して、定期的に独自のアンケートを実施することも検討されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>苦情解決のための規程や体制があり、それに基づいて適正な取り組みがなされています。苦情解決の仕組みについては、入所時の保護者への説明や玄関へのポスター掲示などで周知しています。なお、保育料や利用料等の納入口を苦情や意見の投書口と兼ねているようですが、できれば事務室や玄関付近から見えにくい場所へと移置することや、専用の用紙を配布・用意するなど、保護者が苦情を出しやすい工夫をしていくことが望まれます。また、第三者委員や青森県運営適正化委員会の役割等についても、職員の理解が深まるような施設内研修の他、第三者委員との定期的な意見交換会がなされることも期待します。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>保護者から相談がある場合や定期面談は、事務室の他、プレールームやそれぞれの保育室内で行っています。なお、保護者は、所長や担任以外の職員に相談や意見をしたい場合もあることや、直接の面談以外の方法（電話、連絡帳、手紙、電子メール等）を望んでいる場合も想定し、入所時の説明資料の他、保育所だよりなどに、面談相手を自由に選ぶことや意見を届ける方法が複数あることを記載したり、玄関等へ掲示したりすることを工夫してみたいかがでしょうか。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>保護者からの悩みや相談ごとについては、その日のうちに内容を把握・検討するなど、迅速な対応に努めています。今後は、相談や意見を受けた内容等についての記録方法や報告の手順、対応策や内容の検討等を定めたマニュアルを作成し、相談や意見に対して組織的な対応を図るための方針や根拠を示すことで、保護者や職員の安心感や信頼感が醸成されることを期待します。なお、その際には、既存の「苦情解決の取り組みに関する実施要綱」を、「苦情・意見・相談・要望等の取り組みに関する実施要綱」として見直すことも妥当かと思われまます。また、Ⅲ-1-(4)-①でも記しましたが、保育料等の納入口を兼ねている苦情や意見の投書口を改め、できるだけ事務室や玄関付近から見えにくい場所へ意見箱を設置することや、専用の用紙を配布・用意するなどの工夫も望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>子どもの安心と安全を脅かす事故防止策及び対応に関してのマニュアルが整備されている他、職員による遊具・設備等の安全点検を毎週1回実施しています。また、ヒヤリハット記録や職員による施設内外の事故事例の収集をもとに、職員会議で子どもの安全確保についての話し合いを行うこともあります。更に、国が発出している「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参考に、庭遊びや散歩などの戸外活動時の安全確保・事故予防、遊具以外の設備・機器等の安全点検など、幅広い観点からのマニュアルの整備や、ヒヤリハット記録の様式の見直しと全職員の確認印（チェック）欄などの工夫改善等にも積極的かつ計画的に取り組んでおり、今後、成果が大きくみられるものと思われまます。これらの取り組みにあたっては、リスクマネジメント委員会のような専門部署を設置し、かつ、安全リーダーやリスクマネージャーといった担当者を選任して、組織的に進めていくことを期待します。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>感染症対応マニュアルを作成し、これまでに3回改訂しています。このマニュアルに従って感染予防や感染症発生時の対応を進めています。ただし、施設内研修等で職員のマニュアルへの理解を図ると共に、新型コロナウイルス感染症の予防や発生時の対応などについては、国が発出している「保育所における感染症対応ガイドライン」や各種通知を参考にし直しや追記を進めることが望まれます。また、その際には、先の安全対策と同様、保健衛生委員会のような専門部署を設置し、専門リーダーを中心に組織的に進めることが期待されます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>幼保連携型認定こども園に義務付けられている「学校安全計画」を整備し、この計画に基づき、総合的な安全確保と安全管理に取り組んでいます。また、地震や火災を想定しての避難訓練や保護者への連絡手段等の必要な対応・対策が各種マニュアルに定められています。更に、不審者発生やJアラート（全国瞬時警報システム）への対応手順を整備し、それらに基づいた避難訓練を実施している他、毎月1回、「災害用伝言ダイヤル171」を活用しての安否確認訓練の実施や、非常用食料や長期保存水の備蓄も行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>浜三沢保育所として提供する保育の標準的な実施方法が組織内にほぼ確立しており、事業計画書の中にある「組ごとの日課、職員の動き・配慮事項」にも示されていますが、組別、年齢・発達別、または活動別の保育に関する個別具体的な手引きやマニュアルは、整備の途上にあるようです。保育業務の標準をまとめたマニュアルは、職員一人ひとりの手順や配慮に違いが出ないようにする他、日頃の業務の実際と照らし合わせて見直したり、新たに加わった職員や実習生・ボランティア等の教育にも活用したりなど、保育業務の基軸にもなるものですので、今後は、子どもの尊重やプライバシー・権利擁護の姿勢も含め、保育全般に関わる標準的な保育業務についての組織的な整備と実践を期待します。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>毎月の組ごとの話し合いや職員会議で保育業務の実際を振り返り、更に浜三沢保育所としての実施方法が充実したものとなるよう改善を図ったり、必要に応じて事業計画や指導計画の改定にもつなげたりしています。ただし、個別具体的な業務の手順や配慮が十分に整理され尽くしていない現状のため、職員個人や組ごとでの視点が統一されにくいことが懸念されます。まずは、総合的な保育標準マニュアルの確立と共有を進めると共に、できれば、保育・教育、保健衛生、安全対策、給食食育等の専門部署を立ち上げ、各門リーダーが主導的にマニュアル作成や定期的見直しに参画してははいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>入所時や進級時の児童家庭調書の提出や、年1回の保護者面談等で把握した子どもの育ちの現状と課題を把握しています。これらを基に、組ごとや個人別（3歳未満児）の指導計画を策定し、子ども一人ひとりのQOLを保障するよう努めています。職務分担表には、所長と副所長が「保育の諸計画及び運営に関する事項」を、主幹が「年間・月間保育計画に関する事項」を職務内容とするとありますが、これ以外には具体的な説明等を確認することができませんので、アセスメントから指導計画の策定・実践・評価・改善という一連を、誰が責任を持って関わり、どんな視点とルールで取り組んでいくのか確立されることが望まれます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
<p>組ごとに会議を実施し、保育に関する支援方法や解決方法などについて話し合い、それらを持ち寄り月2回の職員会議で協議し、更に深く検討するようにしています。指導計画の作成とそれに基づく実践の振り返りと評価は基本的に担当者個人に一任している面が強く、現状では、一定のルールや評価の視点に基づいて組織的に行われているとは評価できない現状にあります。今後は、Ⅲ-2-(1)-②で記載したような具体的な保育業務標準を整備すると共に、Ⅲ-2-(2)-①で記載したようなアセスメントから指導計画の策定・実践・評価・改善という一連の手順を確立することで、子どもの育ちにより望ましい保育実践と保護者への支援を進めていくことが必要に思われます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>組ごとの話し合いや職員会議において、子どもの状況について話し合いが行われ、職員間でも情報共有がされています。3歳未満児の個別指導計画は適切に記録されていますが、3歳以上児の内、心身の発育・発達に遅れがある子や行動面で気になる子、療育機関の部分支援を利用している子などについては、一人ひとりの子どもの状態に即した保育が展開できるよう、個別の指導計画を作成することが望まれます。また、職員によって、記録内容や書き方、文章量などに大きな差異が生じないように、指導計画や連絡帳の書き方をテーマとするテキストを共有・活用する等、記録容量の作成や職員への指導等のしくみづくりを進めてみてはいかがでしょうか。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>運営管理規程（園則）や就業規則で守秘義務を明記すると共に、個人情報保護規程では、子どもの個人情報の保護や文書の保管・情報公開の手続き等を明確に定め、それらを遵守することで子どもや保護者等に関する記録を適切に管理しています。また、記録書類等は、所長が管理責任者となり、施錠可能な事務室内のキャビネットに保管しています。保育室等に一時的に備え置く場合には、ファイル名を記した背表紙を奥の方に向けて保管し、保護者等、外部から立ち入った者の目に触れにくいよう工夫が講じられています。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p>教育・保育理念、教育・保育目標を踏まえ、かつ、子どもの家庭の特徴及び国際都市である三沢市域の特性を考慮しつつ、教育・保育の内容が「教育・保育課程」に明解に策定されています。また、本課程には、各年齢別の教育・保育目標として、心情・意欲・態度を示すと共に、養護と教育、更に食育についての観点を明示しています。更に、本課程には、地域の実態、主な行事、食育、健康支援、環境・衛生管理、安全対策・事故防止、保護者等への支援、研修計画、地域の活動参加等、具体的な項目に沿って、浜三沢保育所としての方針や取</p>		

<p>組み内容が示されています。なお、当保育所は、教育・保育課程は年度ごとに見直しているようですが、この保育課程は本来「大綱的なもの」ですので、教育・保育要領の改訂の他、保育体制や環境が大きく変更されたりしたタイミング（10年に1度くらいのスパン）で見直すことが望めます。また、見直しにあたっての時期や手順、担当者等を、前もって定めておくことも望めます。加えて、次の見直しにあたっては、現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の規定に従い、タイトルを「全体的な計画」に変更すると共に、経験内容・保育者の配慮事項、食育の計画、小学校へのアプローチカリキュラムなども付記する等、内容を充実してみたいかがでしょうか。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
<p>A ②</p>	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>b</p>
<p>保育室には空気清浄機その他、エアコン・加湿器を使用しています。また、窓や引き戸を数センチ開けておく常時換気の他に、1時間に1回5分間の一斉換気を行い、適切な状態を保持するよう努めています。施設内は明るく手洗い場や水飲み場等も清潔な環境が保たれています。遊具等の安全点検は専門業者が年1回、職員が月2回の頻度で実施して安全に努めている他、施設内では木製家具やカフェカーテンを使用することで子どもが心地よさを感じられると共に、家具の角が丸いものを使用するなど安全な環境に配慮が見られます。なお、保育室内の温湿度計は、子どもの身長程度の高さに安全に設置しつつ、時間を決めて朝・昼・夕の1日3回の計測、それらに基づく保育室内の温湿度の管理、更には週案・日誌等への記録が望めます。</p>		
<p>A ③</p>	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>一人ひとりの子どもの個人差を把握するため、組ごとの話し合いや職員会議を通じて、子どもの育ちの様子や発達・健康上の課題の他、家庭での生活や家族等に関する情報などを全職員が共通理解できるようにしています。なお、個人別の指導計画は、現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、0歳児は3つの視点（健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものに関わり感性が育つ）、1～5歳児は5領域（健康・環境・人間関係・言葉・表現）の他、5歳児は幼児期の終わりまでに育てたい10の姿（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わりなど）を踏まえるなど、養護だけでなく教育の視点でも記載していく様式へ工夫してみたいかがでしょうか。</p>		
<p>A ④</p>	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>一人ひとりの発達に合わせて、清潔、排せつ、衣服の着脱、睡眠、食事などの基本的な生活習慣が習得できるように配慮し、自主性を尊重しながら、必要に応じた援助をするよう心がけています。また、日頃から絵本や紙芝居などを通じて基本的な生活習慣について興味や関心を持たせたり、当番活動や係活動を通じて主体的に取り組んだり、子どもたちがごく自然に理解しやすいよう働きかけています。天気のよい日は保育所の周辺を散歩したり、緑豊かな木陰など整備された保育所の庭で遊ぶなど、戸外での伸び伸びとした活動を積極的に取り入れたり、プレールームでの運動遊びを積極的に行ったりと、日常的な健康と体力づくりに努めています。</p>		

A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>保育所の敷地に隣接する畑で、ジャガイモ、トマト、ナス、枝豆などの野菜の他、イチゴやメロンなどの果菜を栽培し、収穫した野菜等を使った調理体験が頻回に行われるなど、自主的・自発的に生活と遊びが展開される保育環境が整備されています。戸外遊びや散歩の他、土曜日の縦割り保育で異年齢児との関わりが持てるようにしています。また、港まつりでのオープニングアトラクションとしてよさこいソーランを披露したり、町内会の芸能大会に出場したりしているなど、地域の人たち積極的にとふれあいを持つ機会を設けています。年1回の親子遠足では、浅虫水族館や駒っコランド等に出かけ、公共施設等での社会体験が得られるような機会も設けています。</p>		
A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>子どもの要求に合わせてスキンシップを図り、穏やかに笑顔で受け止めたり、応答的なやり取りをしたりなど、一人ひとりの情緒の安定に努め、安心して過ごせるように配慮がなされています。玩具は口に入らない大きさの玩具を手作りしたり、引き戸や備品の角部にはクッション材やスポンジ材を使用して子どもがけがをしないようにしたりするなど、安全配慮をしています。また、保護者との情報のやり取りは、0歳児は連絡帳で(1歳児からは必要に応じてメモを使って)行っている他、玄関への写真の掲示や送迎時の口頭での伝達でも家庭との連携を図っています。なお、保育手順の標準化や、清潔や排せつの習慣に望ましい環境のあり方などについて、保育者間での十分な協議や共通理解、工夫が望まれます。</p>		
A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>1つの保育室を、仕切棚(ロッカー)を使って2つの空間にすることで、一人ひとりの状況に応じた援助と関わりや基本的な生活習慣が身につくよう努めています。また、1・2歳児が1つの保育室で生活していることで、真似したり探索したり、互いに興味・関心を広げられる環境にあります。戸外遊びや散歩の他、プレールーム等にも探索活動が十分に行える環境があり、保育者だけでなく調理師や地域の方々との関わりもあります。今後は、1歳児と2歳児の成長や発達の違いを考慮し、別々の保育室での保育を検討するなど(例えば、5歳児がプレールームで生活する等)の環境構成を工夫されてはいかがでしょうか。</p>		
A ⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>一人ひとりの育ちに合わせ、基本的な生活習慣が定着するよう適切に関わっています。また、各年齢に添った興味や関心を大切に、集団の中で遊びを中心とした活動を積極的に取り入れています。畑で栽培・収穫した野菜等でのクッキング体験では、3歳児から包丁体験も取り入れています。戸外遊びの他、土曜日や朝夕の異年齢児との関わりを通して、また、当番活動や係活動を通じて、主体的・自発的に考え、協力し合うなど、遊びからの学びの機会につながるよう努めています。保護者には玄関での写真の掲示を通じて、小学校には情報交換や交流会を通じて、様々な行事や活動の様子を積極的に伝えるようにしています。</p>		

A ⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>現在、児童相談所や専門医から障害を有すると判定された子どもは在籍していないものの、年々、言葉や行動に発達の遅れや違いがみられたり、他児や保育者とのコミュニケーションがうまくとれなかったりなどの、いわゆる気になる子が増えてきている傾向を踏まえ、外部研修に参加して障害児保育の知識や技術を習得するよう努めています。気になる子がいる場合には、必要に応じて療育専門機関や保健師と情報交換を行い、保育所での生活や指導への工夫に配慮しています。今後は、気になる子や障害が判定された子の保育及び保護者のケアについて、関係職員で話し合うと共に、個別の指導計画の作成や会議録を残しつつ、職員の共通理解が図られることに期待します。</p>		
A ⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>午後5時以降の保育を必要とする子どもたちは1・2歳児の保育室に集まり、異年齢合同での遊びができるよう配慮しています。組の担任から遅番担当への引き継ぎは口頭で行われ、組の担任と保護者とは連絡ノートやメモで連携が取れるよう配慮し、遅番担当から翌朝への伝達は事務室の申し送りシートにメモを残しています。今後は、申し送りや引継ぎのための専用の様式を活用することや、延長保育の内容や配慮事項なども各組の指導計画に位置付ける他、延長保育スペースの温かく安全で家庭的・衛生的な環境構成、専用の遊具・玩具の用意、希望者への軽食の提供等の充実が望まれます。</p>		
A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>三沢小学校まで歩いて行き小学生との交流会に参加することで、就学への楽しみや見通しが持てる機会を設けています。また、生活科の授業の一環で小学生が保育所を見学を訪れたり、市・教育委員会主催の幼保小連携研修会での情報交換会を行ったりしている他、三沢小学校の教員が来所して、意見交換を行ったりするなどの機会があります。更に、法人として放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施していることから、子どもだけでなく家庭も含め、就学後の切れ目のない連携や支援が可能となっています。なお、就学先の小学校には所長の責任のもと、年長組担任・主幹が中心となって作成した幼保連携型認定こども園園児指導要録の写しを提出しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>子どもの健康に関する事項は年間指導計画・年間保健計画に記載され、既往症や予防接種の状況などは追加分も含め各組の職員が把握の都度追記し、日々の子どもの健康状態については申し送りシートで全職員に周知されています。子どもの健康管理や保健衛生に関しては、ほぼ2ヶ月に1回、保育所だよりに掲載しています。今後は、新型コロナウイルス感染症予防として実践している、保育における「密の回避」、子どもたちのマスク着用、アルコール消毒等を、感染症対応マニュアルや保育標準マニュアル等に反映させることが求められます。更に、SIDS予防対策としての睡眠状態（午睡に限らず、午前寝を含む）のチェックは、現行の15分毎から、確実にタイマー等を使用しながらの5分毎の実施に改め、一人ひとりの呼吸、体温、顔色、体位などを確実に記録に残すことが望まれます。</p>		

A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>内科健診・歯科健診は5月と10月の年2回行い、結果は児童台帳に記録すると共に、保護者へ手帳で伝えています。異常があったり治療が必要になった場合には早期の受診を促しています。また、歯科健診の結果を参考に、歯磨き後、保育者による仕上げ磨きの他、希望によりフッ素洗口等を週1回行うなど、虫歯予防に努めています。加えて、所長は薬剤師免許取得者であることから、健康と薬に関する保護者への相談にも適切かつ気軽に応じることができています。なお、健診の結果は、保護者の関心が大きいものであることを踏まえ、虫歯の有無や部位毎の健診結果の状況などについて統計を取り、その結果や関連する情報を記載した「保健だより」などを定期的に発行するなど、保護者への伝達・説明のあり方を工夫してみたいかがででしょうか。</p>		
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p>アレルギー疾患のある場合は、6ヶ月に1回の検査と医師の指示のもと、『アレルギー疾患生活管理指導表』を用いて必要な対応を行っています。食物アレルギーを持つ子の食事提供の際は、専用のトレイを使って間違いのないように努めています。食物アレルギーを持つ子のための個別の献立表が作成されていることから、今後は保護者にも個別の献立表を配布して情報共有ができるようにしてはいかがでしょうか。また、誤食事故が発生しないよう、国が発出している「保育所等におけるアレルギー対応ガイドライン」や「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参考に、食事の提供の際には確認票を活用し、調理→受け取った職員→配膳した職員→食べさせた（食べたことを確認した）職員がその都度チェックを記入するよう取り組んではいかがでしょうか。更に、食物や薬物、化学物質等のアレルギーや、喘息やアトピー等の慢性疾患を抱える子どもの受入れの是非、食事提供・制限、代替食・除去食の提供、それらの解除基準、弁当持参の基準、医師から生活管理指導票を徴する頻度等々のルールを「アレルギー対応マニュアル」として整備し、職員間及び保護者並びに嘱託医・専門医等と共通理解していくことに期待します。</p>		
A-1-(4) 食事		
A ⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>玄関に給食サンプルを掲示し、毎月の給食献立に給食だよりを掲載するなど、食の大切さを伝えています。個人差や食欲に応じて量の加減や食材を小さくするなどの配慮がされています。子どもたちから厨房の中が見える、調理中の香りが感じられる他、配膳や片付けを自分で行うことで調理担当職員とのやり取りを通じて、食に対する子どもの興味関心を膨らませる機会となっています。また、場所を変えたり軽音楽を流したりテーブルクロスを用いたりテーブルに花を飾ったり…と、食事が更に楽しい時間と空間になる工夫を積極的に取り組んでいます。今後は、子どもたちや保護者へ嗜好調査を行ったり、保護者の試食会や親子食堂を開催したりするなど、保護者の意向も積極的に反映させていく取り組みに期待します。なお、その際には、国が発出している「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考にしてみたいかがででしょうか。</p>		

A 16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>0歳児の保護者には毎日「食事と成長確認表」を提出してもらい、それを確認しながら発達に応じた適切な離乳食を提供しています。また、月1回実施されている給食会議では、子どもたちの喫食状況の共通理解に加え、子ども一人ひとりの嗜好の傾向等の把握を行い、栄養士が中心となり次の献立作成に反映させています。保育所の隣にある畑で子どもたちと職員が栽培・収穫した野菜など季節感のある食材の他、ダシや国産の肉にこだわり、バラ焼きや八戸せんべい汁等の郷土食も取り入れるなど、地域の食文化を知る機会としての工夫がなされています。また、「調理業務衛生管理マニュアル」や「食中毒発生時の対応及び予防マニュアル」があり、日頃からそれらに基づいた衛生管理体制の徹底に取り組んでいます。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A 17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>保護者とは日々の送迎時に対話や連絡帳（0歳児）、また、玄関先や各組からの連絡や子どもの様子の他、必要により、お手紙やメモ等で情報交換を行っています。また、年1回の面談を通じて、保護者と子どもや保育についての情報交換や共通理解を図っています。なお、0歳児を除く組は連絡帳の代わりにその日の様子を記入したホワイトボードを、時には写真を掲示しながら玄関へ置く方法によって伝達していますが、保護者からは「わかりにくい」「もっと具体的に知りたい」「組や担当者によって書き方に差がある」といった声も少なくないので、書き方・伝達方法のルール化や研修（訓練）に取り組むことや、そもそもこの伝達方法が有効なものなのか等について検討し直してみることも必要に思われます。また、保育の内容や事業の意図について保護者からより一層の共通理解を得るため、コロナ禍が終息した際には、年数回の保育参観や組別懇談会を開催することも検討してみたいかでしょうか。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A 18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>朝夕等の送迎時の玄関先での対応は明るく丁寧で、保護者とのコミュニケーションも総じて適切に行われており、保護者から信頼や安心していただけるような雰囲気が十分に伝わってきます。保護者との個別面談や保護者からの相談等へは担任が中心的に対応し、相談内容等については職員会議などで職員に周知・共有されています。相談内容によってはプレールームの他、保育室や休憩室を使用して、廊下から人目につかないようスクリーンを使うなどしてプライバシーの保護に配慮しています。相談内容は個別の保育記録に残すと共に、内容は所長・副所長や主幹保育教諭等に口頭で伝達し、必要に応じて職員会議で全体に周知しています。また、相談等の内容によっては、担任以外の職員（所長、主幹、栄養士等）も相談に応じるように努めています。今後は、相談・面談専用の用紙を活用すると同時に、記録、周知、保管等が組織的になされていくことが期待されます。</p>		

A ⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>虐待防止マニュアルが整備されており、子どもの心身の状態や家庭での療育状況の把握と共に虐待のわずかな兆候を見逃さないように努めています。今後は、虐待の兆候や不適切な養育（マルトリートメント）が心配される際には専用の記録用紙の活用が望まれます。また、職員には、マニュアルに関係機関への相談・通報体制などのフローチャートを追加したり、保育者の幼い子どもたちへの言葉がけや接し方を例示したりすることで、虐待対応や予防への意識化が進むことに期待します。また、保護者に対しては、重要事項説明時に、虐待に該当するような具体的な言動・姿勢等が疑われる場合は、保育所には通報義務が課せられていること、職員も不適切な保育を行わないよう具体的に取り組んでいることなどを説明して、双方が一体となって子どもの虐待防止に取り組むことが望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A ⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>月案・週案の保育者の評価と反省は活動や様子の記録だけでなく、子どもの姿や成長を確実にとらえた内容となっています。また、行事会議の他、浜三沢保育所オリジナルの「自己評価チェックリスト」を利用した自己評価を行い、保育の実践の振り返りにつなげるようにしていますが、やや個人任せとなっている傾向がうかがえます。これからは、個人の評価や反省に留まらず、組ごとの話し合いや上司との面談等を通じて具体的な課題や新たな目標を見つけ、それらに確実に以降の保育に反映させていくことが望まれます。また、月案・週案は確認印だけでなく、所長の他、副所長・主幹・副主幹のコメント欄を加えたり、保育実践についての反省や評価等を更に定期的・組織的に行うことも期待されます。なお、保育職員等の自己評価を進めるにあたっては、国が発出している「保育所における自己評価ガイドライン」「同ハンドブック」も大いに参考になるものと思われます。</p>		